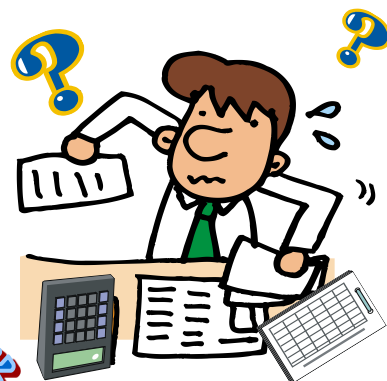


日々の記帳にお困りではありませんか？

- ◆開業したばかりで帳簿のつけ方がわからない
- ◆記帳はきちんとしているけれど、決算や確定申告が心配
- ◆青色申告にしたい、またはすでにしたけれど記帳や税金のことがよくわからない



岐阜商工会議所の **記帳継続指導** へお申込みを！！

内 容

日々の記帳から年末調整・決算及び確定申告までの一年の経理実務について、担当の記帳指導員（税理士）が個別にわかりやすく継続的に指導いたします。

毎月数日ある指導日の中からご自分のご都合に合わせ指導が受けられます。

※記帳代行ではありません。自主記帳をサポートさせていただく制度です

対象者

岐阜市内で事業を営み、かつ現在税理士関与でない**個人事業者**

かつ 前年分所得金額（専従者控除前又は青色特典控除前）が 300 万円以下の方

指導料

年間指導料 弊所会員 10,000円 非会員 30,000円

期 間

4月～翌3月までの1年間（※年度途中のお申込みについては応相談）

申込方法

- ①右のQRコードから、申し込みフォームを送信ください→
- ②指導料をお振込みください。（フォームに記載いただいたメールアドレスに振込先をご連絡します）



当所にて振込を確認しましたら、予約方法等をメールにてご連絡いたします。

<https://forms.gle/hQprD9gxeNCpMFns9>

申込に関する注意事項

- ① 本事業は記帳代行・税務申告代行ではありません。自主記帳をサポートする制度です。申告内容等については、受講者で責任をもって行ってください。
- ② 本事業は岐阜市内で事業を営み、かつ税理士関与でない個人事業主を対象としております。指導期間中に税理士と顧問契約を結ばれるなどした場合は、必ずお申し出ください。
- ③ 一定年数受講いただいた方は、自主記帳に必要な知識を習得されたとみなし更新いただけません。（最長5年）
- ④ 4月～12月の間に少なくとも3回は指導を受けてください。（決算時のみの受講等は不可）3回以下の受講者には、次年度以降の更新をお断りすることがございます。
- ⑤ 理由の如何にかかわらず、納入された指導料の返金はいたしかねます。ご了承ください。
- ⑥ 指導させていただくのは、申し込み事業主の記帳・年末調整・決算手続き・確定申告のみです。
- ⑦ 取得した個人情報、取得目的の範囲内で利用し、これらの目的以外で利用する場合には、利用者に対して事前に確認または同意を求めます。

【お問合せ先】 〒500-8727 岐阜市神田町2-2

岐阜商工会議所 相談課 ☎058-264-2135

この事業は岐阜県の補助金を受けています。令和6年4月1日 岐阜商工会議所